

防災気象情報等発表時の臨時休校について

防災気象情報等が発表された時の対応について、以下のとおりとします。

防災気象情報等の種類	発表時刻等	発表区域	児童生徒の対応
<u>レベル5特別警報</u> <u>レベル4危険警報</u> <u>レベル3警報</u> ① 河川氾濫 ② 大雨 ③ 土砂災害 ④ 高潮 <u>特別警報・警報</u> ① 暴風 ② 波浪 ③ 大雪 ④ 暴風雪 <u>津波警報</u>	午前6時の時点で発表されている場合	たつの市(学校所在地) 相生市、太子町、上郡町 (学校と同じ播磨南西部) 上記市町のいずれかに発表	全校生 臨時休校
		宍粟市 (播磨北西部)	宍粟市の児童生徒のみ 臨時休校
		佐用町 (播磨北西部)	佐用町の児童生徒のみ 臨時休校

※ 上の表の防災気象情報等が

午前6時以降、7時30分までに発表された場合	上の表と同様に休校となります。防災気象情報等が発表された段階で、メール等で連絡します。
登校の途中に発表された場合 ※スクールバス利用の場合	原則として、安全に十分配慮しながら学校まで登校します。下校については、「学校にいる時間帯に発表された場合」の欄をご覧ください。
学校にいる時間帯に発表された場合	原則として通常どおり下校しますが、状況によっては下校時刻が早まる場合があります。その場合はメール等で連絡します。迎えに来ていただくこと（引き渡し）もあります。
下校の途中に発表された場合 ※スクールバス利用の場合	原則として安全に十分配慮してバス停まで向かいます。通常と同じくバス停へのお迎えをお願いします。

※自力通学生については、通学途中に防災気象情報等が発表された時点で、速やかに下校を促します。家庭から本人の安全確認をしてください。

※休校の場合は、メールでお知らせします。

- * 防災気象情報発表区域は、市町単位ですので、ご注意ください。
- * 防災気象情報発表状況は、各ご家庭で確認してください。
- * 学校へ電話で問い合わせすることは、ご遠慮ください。

※ 防災気象情報等以外でも「臨時休校」となる場合

道路の凍結、積雪、浸水、地震等によって、スクールバスの運行が困難な場合は、 <u>防災気象情報等が発表されていなくても臨時休校になることがあります。</u>
--

★各種福祉サービス（放課後等デイサービス事業所 等）を受けている方へ

臨時休校（学校・学部・学年・学級等が休業、特定のコースのバスが運行しないことによるバス利用者のみ休業等）に際して、学校から事業所へ連絡することはありません。各ご家庭で事業所に連絡をとってください（利用の有無、時間変更等）。

緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断基準

	学区内地震発生時	津波が予想される地域の 津波警報発令時
児童生徒が 在宅中	○震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅又は避難場所に待機する。	○警報が発令された場合は、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上か高い所へ避難する。 ○警報が解除されても、通学路に浸水等の被害や危険箇所がないか確認の上、学校からの登校の連絡を待つ。それまでは避難した場所で待機する。
児童生徒が 登下校中	○震度5弱以上の地震の場合は揺れが収まった後、学校あるいは家からの連絡があるまで、危険物が落ちてこない、倒れてこない安全な場所で待機する。	
児童生徒が 在校中	○震度5弱以上の地震が発生した場合は、該当地域の生徒は下校させず、引き渡しによる下校とする。 ○震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。下校時は安全に配慮して下校する。	○警報が解除されるまで該当地域の児童生徒は下校させず、学校で待機する。その後、引き渡しによる下校とする。

※この判断基準は文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」において示しているものを基に、本校の防災マニュアルに位置付けているものです。

※地震・津波以外の災害警報への対応については、災害状況に鑑み、この判断基準に準拠することとします。

発災時には、この基準をもとに、学区内の被災状況等を把握した後に判断し、保護者にメール又は電話で連絡します。